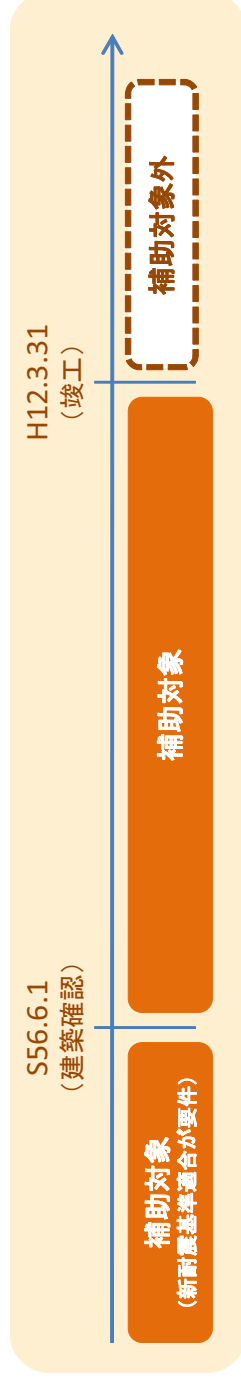


「既存住宅流通活性化等事業」は、住宅ストックの品質向上及び既存住宅の流通の活性化を図ることを目的として、既存住宅の売買又は住宅リフォーム工事の実施時において、

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人(保険法人)による検査
  - ②履歴情報の登録又は蓄積
  - ③リフォーム瑕疵保険又は既存住宅売買瑕疵保険への加入 等
- を行う事業を公募によって募り、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一行う事助するものです。(実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います。)

## 1. どんな住宅が補助の対象になるの？

対象となる住宅は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建設された住宅※ であって、平成12年3月31日以前に竣工※ したものです。



- ・ 1 昭和 1年 月 / 1日以前に建築確認 を受けて建設された住宅で、耐震改修工事 行う等、新耐震基準に適合している住宅 含みません。
- ・ 2 完了検査済証又は表題登記の登記原因が平成 1年 / 月 / 1日以前のもの

## 2. どんな工事が対象になるの？

対象となる工事は、次の全ての要件 満たす工事です。

- ①住宅の性能 維持 向上させるための 工事 行うこと
- ②保険法人の検査 構造 雨水防水 工事部分に)に合格し、瑕疵保険に加入すること
- ③住宅履歴情報の登録又は蓄積 行うこと

ーリフォーム工事タイプの場合



## 3. どれくらい補助金が出るの？

補助金は、以下の項目が対象になります。①と②の合計で戸当たり 万円が限度です。また、同一の事業者が複数の戸数を応募することが複数の戸数を応募することが可能です。

- ①保険加入のための現場検査手数料と事務手数料、検査機関の検査料、住宅履歴情報の登録又は蓄積に要する費用は、かか用は、かかった費用が全額対象に
- ②リフォーム工事費用は、工事タイプに応じて工事費の内の以下の割合が対象になります。

	売買を伴う場合		売買を伴わない場合	
補助割合	構造又は雨水 防水工事 含む	左記工事 ない	構造又は雨水 防水工事 含む	左記工事 ない
	含む	ない	含む	ない

## 4. どうやって申し込めばいいの？

申込みは次の3つの段階を経て行います。

- ① 事業者公募への応募 了主締切 大まかな予定戸数と工事 が決まっていれば
- ② 補助金の交付申請 四半期毎。第 四半期と第 四半期はまとめて申請 ①の応募の範囲なら
- ③ 事業実施報告 業勤報告：リフォーム工事請負契約又は売買契約の締結から1週間以
- ④ 完了実績報告 工事又は売買契約締結が終了したら報告 これがないと補助金が支払 れません

建場性合満  
了代主介交内修上予

対決支新

了含満全度格当入確産予

建場応庫準工

了外瑕住例切準工予

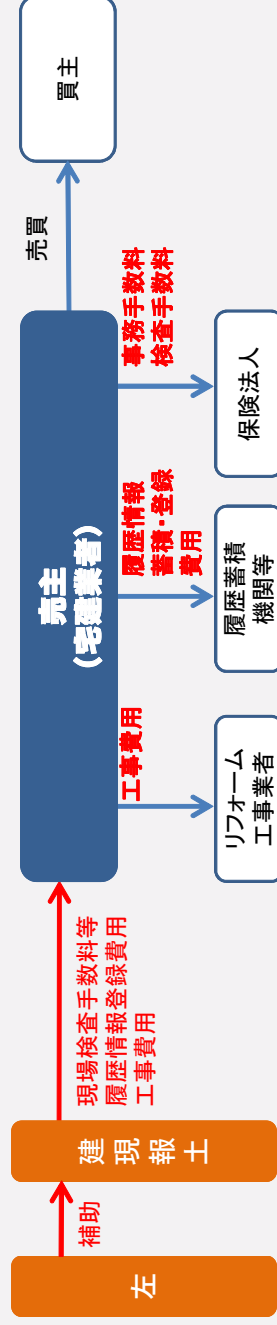
困登応施準工

了済手売対決予

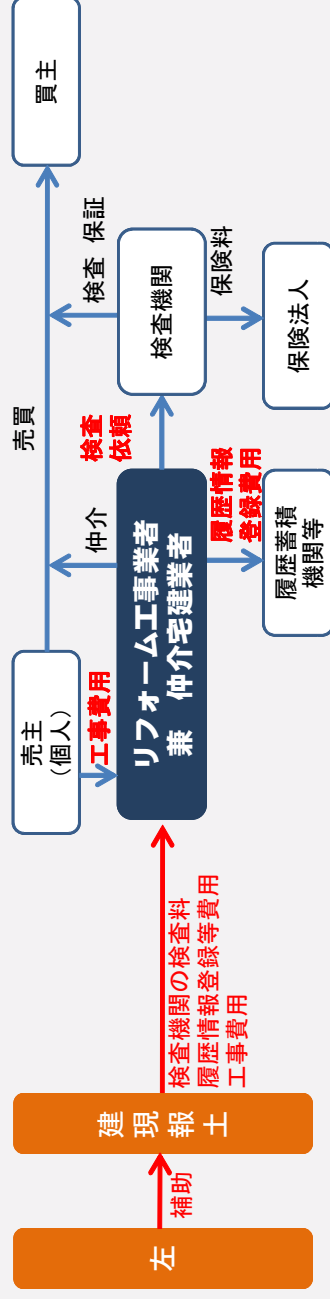
## 制度利用の例

(例えば、こんな場合に補助の対象になります。)

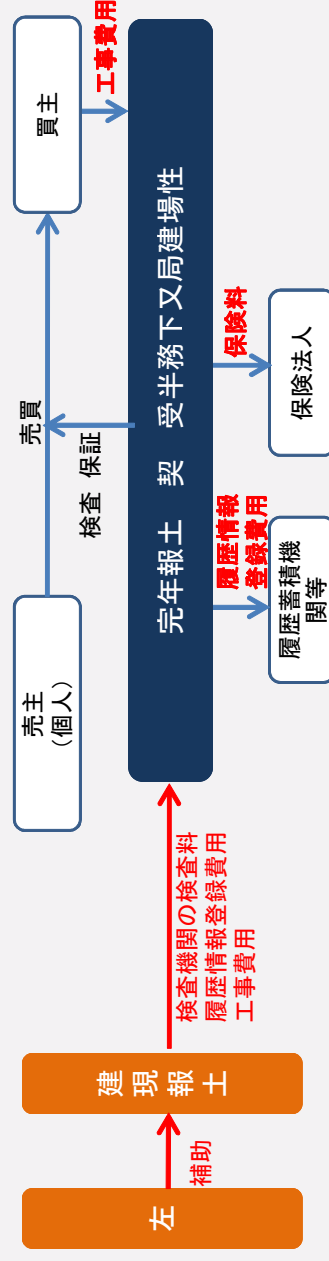
### ① 宅建業者売買の場合 (売買前のリフォーム)



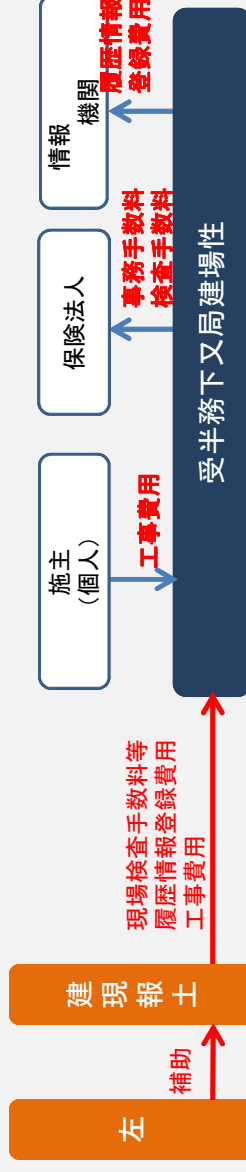
### ② 個人間売買 (売買前のリフォーム)



### ③ 個人間売買 (売買後のリフォーム)



### ④ リフォーム工事タイプ



※上記タイプ以外でも要件を満たせば補助の対象になります。